

公立大学法人広島市立大学職員住宅使用料規程

平成22年4月1日

規程第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員住宅規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第56号。以下「住宅規程」という。）第6条第1項に規定する使用料の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅規程第2条第2号に規定する住宅をいう。
- (2) 自動車保管場所 住宅規程第2条第3号に規定する自動車保管場所をいう。

(使用料)

第3条 使用料は、月額とし、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に定める有料宿舎の算定方法に準じ、次のとおり算出した額とする。

- (1) 住宅 1平方メートル当たり調整基準使用料の額に延べ床面積を乗じて得た額
- (2) 自動車保管場所 438円に12.5平方メートルを乗じて得た額

2 前項第1号に規定する1平方メートル当たり調整基準使用料の額は、基準使用料から経年による控除額を除いた額とする。

3 前項に規定する基準使用料及び経年による控除額は、別表のとおりとする。

4 第1項の規定により算出された使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 第1項第1号に定める延べ床面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(特例規定)

第4条 民間住宅を借り上げた場合の使用料は、民間住宅借上料から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算し、その額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を民間住宅借上料から減じて得た額とする。

2 A. シティヒルズの各管理組合と駐車場使用契約を締結している自動車保管場

所の使用料は、それぞれ当該契約書に規定する使用料とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間における民間住宅を借り上げた場合の使用料は、前項の規定による改正後の公立大学法人広島市立大学職員住宅使用料規程（以下「改正後の規程」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日現在の使用料の額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に掲げる額を加えて得た額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 当該月の民間住宅借上料の額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）及び平成25年3月31日現在の使用料の額を、当該月の民間住宅借上料の額から減じ、その額を6で除して得た額（10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下「経過措置基準額」という。）

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 経過措置基準額に2を乗じた額

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 経過措置基準額に3を乗じた額

(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 経過措置基準額に4を乗じた額

(5) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 経過措置基準額に5を乗じた額

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 第3条第3項に規定する基準使用料

延面積	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 100㎡未満	100㎡以上
	基準使用料	465円	576円	746円	903円

2 第3条第3項に規定する経年による控除額

構造	年数	金額				
		55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上 100㎡未満	100㎡以上
木造	5年	36円	45円	51円	60円	76円
	10年	88円	121円	118円	185円	237円
	15年	153円	201円	223円	293円	372円
	20年	227円	301円	328円	435円	567円
	25年	275円	354円	399円	535円	666円
	30年	287円	394円	471円	620円	774円
鉄骨・ 鉄筋コ ンクリ ート造 及び鉄 筋コン クリ ート造	5年	18円	23円	25円	30円	39円
	10年	33円	40円	45円	54円	69円
	15年	99円	123円	144円	177円	218円
	20年	127円	157円	184円	226円	277円
	25年	151円	188円	221円	271円	333円
	30年	176円	218円	256円	314円	385円
	35年	198円	245円	289円	356円	435円
	40年	219円	272円	321円	396円	484円
	45年	240円	297円	351円	433円	528円
	50年	249円	309円	365円	449円	549円

(注) この表において「年数」とは、家屋又は家屋の部分の建築後の経過年数をいう。